

自動二輪免許の二人乗りについて

◎ 自動二輪免許を初めて申請する方、自動二輪免許が失効してから6か月以内に失効回復をする際に、自動二輪免許の運転経歴が3年（1095日）に満たない方、自動二輪免許が失効してから6か月以上経過してから失効回復をする方は、外国の運転免許証（自動二輪）をお持ちの方が、その運転免許証を取得してから、当該国に滞在していた日数（運転経歴）を追加することができます。

その際には、その運転経歴が確認できる運転免許証と、当該国における具体的な滞在期間が確認できるもの（当該国の出入国スタンプが押されたパスポートや当該国の出入国を示す航空券の履歴等）を提示していただくと、運転経歴日数の追加ができる場合があります。

運転経歴日数の追加をご希望の場合は、外国の運転免許証の交付日、パスポート上の滞在日数を事前にご確認ください。

正確な日数が確認できない場合、旧運転免許証やドライビングレコード、入国管理局発行の出入国記録が必要となる場合があります。

自動二輪車の二人乗りの条件

	年 齢	経 験 年 数
一 般 道 路	—	1 年 以 上
高 速 道 路 等	20 歳 以 上	3 年 以 上

お問合せは 018-862-7570 運転免許センター試験係まで